

生活にお困りの方への支援(給付・貸付など)(令和2年6月24日現在)

新型コロナウイルス感染症に伴う各種給付金や貸付などをご紹介します。条件などがありますので、詳細は市☎または各問い合わせ先にお問い合わせください。



個人・世帯への支援情報は10面をご覧ください。

事業者への支援

詳細な情報はこちらから

	対象(そのほか条件などがあります)	種類	名称	概要	問い合わせ先
売上が減少した方	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主等、その他各種法人等で、売上が前年同月比で50%以上減少している方	給付	持続化給付金	【上限額】 法人：200万円 個人事業主(フリーランス含む)等：100万円	持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570
	売上が減少し、かつ賃貸店舗の家賃支払いが大きな負担となっている市内中小企業及び個人事業主等の方で国の持続化給付金の支給を受けている方	給付	賃貸店舗等家賃補助事業	一律30万円	西東京商工会 ☎042-461-4573
	国の持続化給付金の対象にならず、令和2年4月または5月の売上が前年同月比で20%以上50%未満減少するとともに、市内に事業所があり、家賃や人件費等の固定費の支払いが負担となっている中小企業・個人事業主の方	給付	市内事業者応援資金助成事業	一律20万円	●認定申請…産業振興課☎ ☎042-420-2819 ●補助金申請…西東京商工会 ☎042-461-4573
	地方税(市民税・都民税 固定資産税・都市計画税等)のお支払いにお困りの方	猶予	徴収猶予の「特例制度」等	1年間、地方税(市民税・都民税 固定資産税・都市計画税等)の徴収を猶予	納税課☎ ☎042-460-9832
事業を継続している方	市内事業所で介護・高齢者福祉サービスを継続して実施する事業者	補助	新型コロナウイルス感染症対策介護事業所等運営補助金	●居宅サービス事業所等：1事業所につき25万円 ●居宅介護支援事業所・福祉用具事業所：1事業所につき5万円	高齢者支援課☎ ☎042-420-2813
	市内事業所で障害福祉サービス等を継続して実施する事業者	補助	新型コロナウイルス感染症対策障害福祉サービス事業者運営費補助金	1事業所につき25万円	障害福祉課☎ ☎042-460-2804
休業等された方	「東京都における緊急事態措置等」により、休止や営業時間短縮の要請等を受けた施設を運営する中小企業及び個人事業主	給付	東京都感染拡大防止協力金(第2回)	給付額：50万円(2店舗以上有する事業者は100万円)	東京都緊急事態措置等・感染症拡大防止協力金相談センター ☎03-5388-0567
	小学校等が休業した場合等に、子どもの世話をを行うため契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者	給付	小学校休業等対応支援金	就業できなかった日について、1日当たり4,100円～7,500円 ※期間により異なります	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999
従業員に休業してもらった方	小学校休業等で保護者である労働者に労働基準法の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた企業	給付	小学校休業等対応助成金	上限額：1日当たり8,330円～1万5,000円 ※期間により異なります	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999
	事業の縮小を余儀なくされ、労働者に対して一時的に休業・教育訓練又は出向を行い、雇用者の雇用維持を図った事業者	給付	雇用調整助成金	【助成率】 大企業：3分の2 中小企業：5分の4	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999

無料市民相談

■一般市民相談

場所	日時
市民相談室(田無庁舎2階)	(月)～(金) 午前8時30分～午後5時

■専門相談(申込制) ※1枠30分 ※専門家が一緒に解決の糸口を探します。

新型コロナウイルス感染症対策のため、電話相談に切り替えています。また、下記の相談日についても休止等となる可能性があります。最新の情報はお問い合わせください。皆さんにはご不便をおかけしますが、ご理解をお願いします。

- ☐申込開始 7月6日(月)午前8時30分(★印は、6月18日から受付中)
- ☐申込方法 市民相談室へ直接または電話
※申込開始日は大変混み合いますので、ご了承ください。

☎市民相談室☎042-460-9805

内容	日時
法律相談	7月16日(休)・22日(休)午前9時～正午
	7月14日(火)・15日(水)・21日(火)午後1時30分～4時30分
人権・身の上相談	休止
交通事故相談	★7月2日(休) 午後1時30分～4時
	7月28日(火) 午前9時～11時30分
税務相談	7月17日(金)・28日(火) 午後1時30分～4時30分
不動産相談	★7月9日(休) 午後1時30分～4時30分
	★7月31日(金) 午前9時～正午
登記相談	★7月1日(火) 午前9時～正午
	★7月16日(休) 午後1時30分～4時30分
表示登記相談	★7月16日(休) 午後1時30分～4時30分
年金・労災・雇用保険人事一般相談	★8月17日(月) 午後1時30分～4時30分
行政相談	★7月8日(火) 午後1時30分～4時30分
相続・遺言・成年後見等手続相談	★7月10日(金) 8月14日(金) 午後1時30分～4時30分

特別定額給付金に関するお知らせ

- ☐申請がお済みでない方へ
申請期限は、8月31日(月)(当日消印有効)ですので、これからご申請の方はお忘れのないようお願いします。
なお、6月末までに、全10万世帯のうち約8万7千世帯への入金が完了しました。
- ☐申請書がお手元不在の方
申請書を再送または再発行しますので、右記専用ダイヤルにお問い合わせください。
- ☐申請書に不備や不明な箇所がある方
特別定額給付金担当より電話またはお手紙でお知らせをしています。万が一、申請書提出後2週間を経過しても入金や連絡がない場合は、お手数ですが下記専用ダイヤルにお問い合わせください。
▶市感染症対策・特別定額給付金専用ダイヤル
☎042-420-2870
(平日午前8時30分～午後5時)

給付金の詐欺に注意!

- ☐絶対に教えない! 渡さない!
●暗証番号
●口座番号
●通帳
●キャッシュカード
●マイナンバー
☐市区町村や総務省などが、次のようなことをお願いすることは絶対にありません!
●ATMの操作をお願いすること
●受給に当たり手数料の振り込みを求めること
●メールを送りURLをクリックして申請手続きを求めること
☐電話に出ないで被害ゼロ
☎田無警察署☎042-467-0110
▶危機管理課☎042-438-4010

家計が急変した世帯への就学援助費

- 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した方は、就学援助費の申請ができます。
☐申請受付
☎7月1日(火)～8月31日(月)
☎学務課☎042-420-2824
- ☎学務課(田無第二庁舎3階)
※郵送での受付不可
※申請書や添付書類のご案内は市☎をご覧ください。